

# 第146回宮崎県都市計画審議会会議録

日時：令和3年3月18日（木）

14：00～14：46

場所：宮崎県庁 本館講堂

午後 2 時00分開会

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから第146回宮崎県都市計画審議会を開催させていただきます。

私は、本日、司会進行をさせていただきます都市計画課課長補佐の松田です。よろしくお願いいたします。

本日は、会場のほうに9名の委員の方、オンラインで4名の委員の方に御出席をいただいておりますが、農林水産省九州農政局と音声だけがつながらない状態で、4名のところ3名と質疑が可能となっておりますので、御出席いただいております方は16名中12名となります。会議開催要件であります過半数を満たしておりますことを御報告させていただきたいと思っております。

次に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

「第146回宮崎県都市計画審議会会議次第」、「出席委員名簿」、「配席図」、それから、「資料1」、「資料2」、「資料2-1」、青色のドッチファイル、都市計画審議会関係法令をとり込んだ黄色のファイルをお配りしております。不足している資料はございませんでしょうか。また、委員の皆様には、審議会に先立ちまして議案書を送付させていただいております。

青のドッチファイルと黄色のファイルは、会終了後に回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、出口会長に一言御挨拶を頂きたいと思っております。

○出口会長 皆さん、こんにちは。今日の審議会は、年度末のお忙しい中での開催となりました。2件の案件があります。それから、今日は、先ほどありましたように、リモートで4名の方が参加ということで、この審議会としては初めてのハイブリッドのタイプになるかと思っております。リモートのほうもよろしくお願いいたします。2件につきまして、それぞれのお立場で忌憚のない御意見あるいは御質問等をよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。それでは、これより議事に入らせていただきます。出口会長、よろしくお願いいたします。

○出口会長 まず初めに、今回の議事録署名委員を指名させていただきます。浜田委員さんと日高委員さん、よろしくお願いいたします。

では、本日の議事について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 都市計画課計画担当の前田と言います。よろしくお願ひいたします。

本日の議事の概要につきまして御説明させていただきます。お手元にあります会議次第を御覧ください。本日の議案は、会議次第のとおり、議案第1号として「小林都市計画道路の変更」、議案第2号として「小林都市計画 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」、以上2件につきまして本日御審議をよろしくお願ひしたいと考えております。

○出口会長 今、事務局から説明がありました次第で進めてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○出口会長 では、この進め方に従って議事に入りたいと思います。

まず、議事の説明を事務局からよろしくお願ひいたします。

○事務局 都市計画課計画担当の田尻です。

それでは、議案第1号、小林市に関わる都市計画道路の変更について御説明します。

今回、変更する路線は、国道221号の一部となります「3・3・4号 中央通線」です。その概要について説明いたします。

前方のスクリーンを御覧ください。小林市の都市計画図を示しています。小林市役所がこの位置にあり、国道221号、国道268号がこの位置に、国道265号がこのように走っております。JR吉都線がこの位置に、小林駅がこのように配置されております。

都市計画道路中央通線は、延長3,370メートルで決定されており、今回、市役所通線の幅員変更に伴い、当路線の交差点区域の変更を行うものであります。また、都市計画法に基づき、車線の数を4車線と定めるものでございます。

それでは、変更の説明を行います。

こちらの平面図は、今回の変更箇所を示したものです。当初、市役所通線は、左上に表示されている11メートル幅員で決定されていましたが、防災拠点である小林市役所へのアクセス強化や通学路の安全確保のため、歩道拡幅や右折レーン設置に伴い、変更を行うものとなっております。追加・削除します区域としましては、右上に示します拡大図のように区域が変更となります。

さらに拡大した平面図で説明いたします。市役所通線は、このように11メートル幅員で都市計画決定されており、中央通線の交差点区域は赤線のようになっていますが、歩道拡幅や右折レーン設置に伴い、17メートル幅員に変更されることで中央通線の交差点区域が変更となり、赤い部分を新たに都市計画道路の区域に追加し、黄色い部分については中央通線の都市計画道路の区域から削除を行うものです。

以上が、中央通線の変更となります。

議案第1号の説明は以上であります。

○**出口会長** ありがとうございます。ただいまの説明に対する不明な点の質問、あるいは御意見等を頂ければと思います。よろしく願いいたします。

市役所等が更新されて、そこへのアクセス道路を計画することに伴い、国道との交差点部の変更となります。皆さん、いかがでしょうか。

では、議案第1号につきましては、原案どおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○**出口会長** 議案第1号については原案どおりといたします。

続きまして、議案第2号について、事務局から説明をお願いいたします。

○**事務局** 都市計画課計画担当の中濱です。

議案第2号について御説明します。

本案件は、建築基準法第51条ただし書きの規定による民間の産業廃棄物処理施設の建築に関するものであり、施設の建築については特定行政庁が許可を行う必要があります。本案件における特定行政庁とは、建築許可を行う宮崎県となります。今回、特定行政庁が施設の建築を許可するに当たり、その敷地の位置が都市計画上支障がないことを都市計画審議会に諮るものであります。

建築基準法第51条は、都市計画区域内における火葬場、卸売市場、廃棄物処理施設などを新築・増築する場合の制限を定めています。これらの施設は、都市の中になくってはならない重要な供給処理施設ですが、同時に、周辺の環境に大きな影響を及ぼすおそれがあります。そのため、都市内での施設配置については、周辺環境への配慮の観点から、都市全体の中で適切な位置となるよう、十分な検討を行う必要があります。

このことから、敷地の位置について、都市計画決定を行ったものまたは特定行政庁の許可を受けたものでなければならぬと規定されています。

都市計画区域内に廃棄物処理施設などを建築する場合、建築基準法第51条の規定により原則として都市計画決定を行います。県では、公共公益性を有し、恒久的かつ広域的に処理を行う施設であることを要件に、都市計画決定により敷地の位置を定めることとしています。

そのため、本案件のように民間が設置、所有する施設については、建築基準法第51条ただし書きの規定により、建築許可を行う特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、敷地の

位置を都市計画上支障がないと認めて許可することで、新築、増築が可能となります。

したがって、本案件については、建築基準法第51条ただし書きの規定により、敷地の位置が都市計画上支障がないことを判断することになります。

本審議会では、県建築住宅課から附議のありました産業廃棄物処理施設について、敷地周辺の土地利用の状況、都市施設の状況、環境に与える影響などが都市計画上支障がないかを御審議いただきます。

それでは、建築住宅課から本審議会に附議の依頼がありました議案について、内容を御説明します。

建築許可権者は特定行政庁である宮崎県知事、申請者は小林市の株式会社ホシヤマ、申請場所は小林市大字細野であります。

設置が予定されている施設は、建築物の解体により排出される産業廃棄物である木材、廃プラスチックを受け入れ、破砕処理を行うための中間処理施設であります。

申請のあった敷地の位置について御説明します。

スクリーンには、申請敷地周辺の都市計画図を示しています。県道霧島公園小林線、西麓小林線がこのように走っており、赤丸で示す箇所が今回の申請地であります。また、オレンジの実線で示しているのが都市計画区域であり、線の内側が都市計画区域内、外側が都市計画区域外であります。

都市計画区域内のうち、赤の実線で囲まれた色のついているエリアが用途地域であります。色のついていないエリアは用途地域の指定のない都市計画区域でありまして、一般的に用途白地と言われる区域であります。申請敷地はこの用途白地に位置しております。

申請敷地周辺を拡大します。小林駅がこの位置です。県道西麓小林線がこのように走っております。今回の申請地は、西麓小林線に接しており、小林駅から南に約1,500メートル、用途地域境界から南に約700メートル離れた場所に位置しています。

次に、施設周辺の土地利用の状況について説明します。

こちらは施設周辺の建物利用現況図で、緑色の線で囲まれた部分が申請地です。敷地周辺の土地利用状況ですが、県道を挟んだ敷地南西側には細野地区の集落があり、住宅地の中に事務所が点在しております。また、敷地北側の県道沿いには、店舗、工場が立地しています。申請者は、今回の申請に当たり、申請敷地の周囲約400メートルの範囲で事業所及び住民への説明会を実施しております。

次に、敷地内の施設配置について説明します。

当該地は、オレンジの線で囲まれた部分であり、御審議いただく敷地はピンクの部分となります。敷地の西側には既存の一般廃棄物処理施設及び自動車リサイクル施設があり、現在、申請者により運営されています。申請者の事業拡大に伴い、ピンクで塗られた部分の敷地を拡大し、産業廃棄物処理施設のための建築物及び破碎処理施設を設置することとなったため、建築許可が必要となったものであります。

赤く塗られた位置に建築物を新築し、その中の紫に塗られた位置に破碎処理施設が設置される予定です。廃棄物の搬出入は、既存施設の出入り口を利用する計画としており、敷地西側の県道、北側の市道の2カ所となります。車両動線はこのグレーの線で示すルートとなる予定です。

今回の施設設置に伴い、申請者は、敷地外周部を緑地帯で囲う計画としています。緑地帯設置箇所は緑で示す部分であります。敷地北東部の境界に一部調整池が配置されていますが、東側境界の黒点線の箇所に遮音フェンスを設置する計画としております。また、破碎処理は申請建物内で行う計画としており、このことにより周辺環境への一定の配慮がなされています。

次に、騒音及び振動による影響について御説明します。

当施設の騒音、振動が周辺に及ぼす影響については、操業時に発生する騒音、振動の予測値により判断します。当該敷地は用途地域が指定されていないため、騒音規制法、振動規制法上の規制対象区域とはなっておりませんが、今回のような廃棄物処理施設については、周辺への影響を考慮し、施設の用途や周辺の既存建築物の用途など、土地利用の状況を踏まえ、目標値を設定しています。

この目標値とは、周辺環境を保全するために必要とする数値であり、用途地域の種別を基準として定められています。本案件については、工業系用途地域に準じた目標値が設定されています。

スクリーンには、生活環境影響調査による敷地境界及び敷地直近の住宅での騒音、振動の目標値及び予測値を示しております。騒音、振動ともに予測値が目標値以下となっており、当該施設が周辺地域に与える影響は少ないとの予測結果を確認しております。

なお、予測値につきましては、敷地境界に緑地帯や遮音フェンスがない状態での数値となっていますので、これらの対応を行うことで予測値は減少すると想定されます。

また、申請者と施設周辺の自治会とは、説明会を通じて合意形成を図るとともに、生活環境保全に関する協定書を交わしており、申請者が周辺住民等に対する公害防止対策の実

施を行うこととしております。この協定に基づき、遮音フェンスの設置や建屋内での破砕処理のほか、今後、操業開始した後の対応についても適切に実施されるものとなっております。

当産業廃棄物処理施設の敷地の位置は、当該施設の敷地が用途白地地域であり、市街化の傾向のない場所であること、当該施設は集客施設のような市街化を促進する施設でないこと、周辺は主な搬出入のための道路が整備されていること、騒音、振動による周辺への影響が少ないこと、周辺で道路、公園などの都市計画事業の予定がないこと、災害が発生するおそれの高い地域ではないことといった理由により、許可権者である特定行政庁は、当敷地の位置が都市計画上支障がないものと判断しております。

第2号議案の説明は以上であります。

**○出口会長** ありがとうございます。ただいまから審議に入りたいと思いますが、最初にこの会場に出席されている委員さんのほうから、その後、リモートで出席されている皆さんから御意見等を頂きたいと思います。どの項目からでも結構ですので、御質問、御意見等を頂ければと思います。

**○A委員** 今回の審議にかかる西側に一般廃棄物処理施設や自動車リサイクル処理施設が既にあるということですが、お尋ねしたいのは、こういった施設も今回と同じように、建築基準法第51条ただし書きの都市計画審議会の審議を経て建設された施設かということが1点。それから、既存の施設は何年に建設され、その後、運営なりで近隣に対して何か問題が発生した経緯はなかったかをお尋ねしたいと思います。

**○出口会長** 事務局から、ただいまの質問についてよろしく願いいたします。

**○事務局** 1問目は事務局の都市計画課から、2問目は建築住宅課のほうから回答いたします。

まず、第51条ただし書きの許可でやったのかということの御確認かと思いますが、一般廃棄物処理施設につきましては、51条施設ですので、51条許可を取っております。自動車リサイクル処理施設につきましては、51条施設ではないので、51条許可は取っておりません。

**○建築住宅課** 後半のほうについて御説明させていただきます。

既存施設につきましては、当初は昭和46年頃から操業しております。一般廃棄物処理施設については、平成23年に許可を取って操業されていると伺っております。市役所のほうに聞いたところ、これまでのところ、特にトラブルといったこともなく、周辺の方と良好

な関係を築いて事業をやっておられると伺っております。

○出口会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

○B委員 これは、産業廃棄物で審査みたいなものがありますが、それにかかる大きさのものか。もうこれが最後なのか。

○事務局 環境のほうの廃掃法の審査の話ですか。

○B委員 産業廃棄物処理場とかいろいろなもので、ある規模のものは審査が必要な手順になっていると思いますが、これはここでスルーでそのままなのかということと、もう一つは、小林市の見解をここで一応聞いておきたいと思います。

○事務局 前方のスクリーンに手続の流れをお示ししています。一番左が今回の51条ただし書きの許可の部分で、下から2番目のところ、宮崎県都市計画審議会へ諮問ということで今日御審議をお願いしております。環境部局のほうでも、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、俗に廃掃法と呼ばれていますが、こちらも並行して進めておりまして、現在、設置許可に係る事前協議を終え、宮崎県のほうに申請者から設置許可が申請されている状況でございます。今回の51条ただし書き、本審議会の答申を受けて宮崎県知事が設置許可を出すという流れとなっています。右のほうに開発の話も載せていますが、開発の審査のほうも今、同時並行でやっておりまして、開発部局の許可につきましては、令和3年度にずれ込むという話を聞いております。

小林市さんのこの施設に関する見解としましては、建物の解体に伴う木くず等の処理施設はやはり必要だという御認識で、今回の事業計画が建物内での破碎処理作業ということも踏まえまして、環境面への影響や周辺住民への影響がないことが厳守されれば、建設に対して支障はないという意見を伺っております。

○出口会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

○A委員 何度も申し訳ありません。地図を拝見しますと、敷地の東側はかなり広域に農地が広がっているように見受けられますが、ここは農業振興地域に該当する農地であるのかということが1点目です。というのが、今後、拡大していく可能性があるかという懸念の意味でお伺いしたいということです。

それから、木くずやプラスチックの破碎・粉碎の中間処理施設ということで、騒音に関しては、先ほど基準値などの御説明があって、クリアされていることは分かりました。1



つ挙がっていなかったのが、粉碎機の水洗いであるとか、そこで発生する汚染水と言ったら言葉は悪いですが、排水の処理に関する計画はどのようになっているか、その排水は農業用水等に影響を与えるものではないのかということをお尋ねしたいと思います。

○事務局 まず、農振地域でどういう位置づけかというお話ですが、こちらは農振白地となっていて、青地ではありません。農地の規制としては、白地なので拡大していく可能性はないとも言えると思います。

○建築住宅課 今回の粉碎については、建屋内で粉碎処理を行うと伺っていて、水については、汚水というものは処理の中では出てきませんが、雨水が敷地内に出てきたときに油と混じったりということもありますので、分離槽を流末に設けて対応することと、この施設は、協定に基づいて毎年水質検査をして、その検査結果を小林市に提出しているということですが、それを継続してやられると聞いております。

あと、事業者さんとしては、今のところ敷地拡大の予定はないと伺っております。

○出口会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

皆さん、いかがでしょうか。

○C委員 今のA委員の質問にも関連しますが、環境に与える影響のところで、この敷地内における土壌のチェックというものはございますか。

○事務局 今回の環境面への調査としまして、宮崎県産業廃棄物処理施設設置指導要綱に基づいて調査を行っておられまして、調査項目は、大気質、騒音、振動、悪臭、水質の5項目となっております。土壌については調査されていないとお伺いしています。

○建築住宅課 補足をさせていただきます。

今回の計画地につきましては、全てアスファルト舗装を行うと聞いています。作業の中で薬品等は使わないと伺っていますので、直接的に土壌にそういう水が染みこむ心配はあまりないと思っております。

○C委員 ありがとうございます。廃棄物を処理するというので、何十年もそこにそういう工場があった場合、土壌をチェックするものがあつたほうがよいのかなとも思いました。

○出口会長 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

では、リモートで出席されている方で御意見等ありましたら、よろしく願いいたします。手を挙げていただくとこちらで分かるかと思えます。いかがでしょうか。

○D委員 周辺が農地ということで、建設される施設が高いと、例えば日が陰ったりして

作物の生育に影響が出ることは考えられないでしょうか。

○**建築住宅課** 今回の施設につきましては、高さが19メートルあるということです。配置については南北に長い形になっております。日照等ということでいきますと、午後から西日が差した場合に農地のほうに影響が出る可能性はあるかと思えます。土地改良区のほうでは、もしそういう損害のようなものが出た場合には、両方で話し合いましたきちんと対応していくと聞いているところです。

○**出口会長** D委員さん、よろしいでしょうか。

○**D委員** はい。ありがとうございます。

○**出口会長** ほかにリモート出席の委員の皆様、御意見等ございますか。

○**E委員** 16ページに騒音、振動の数値がありまして、騒音のほうの直近人家の値は目標値60に対して予測値60となっておりますが、この予測する位置、いわゆる人家の境界なのか建物なのかというのはいかがでしょうか。

○**事務局** 騒音につきましては、敷地境界から約10メートルの地点で予測しております。破砕機からは約85メートルの地点で予測しております。

○**出口会長** 家屋の中か、それとも普通のところかという御質問だったと思いますが、いかがでしょうか。

○**建築住宅課** 測定は家屋の外と伺っています。

○**出口会長** E委員さん、よろしいでしょうか。家屋外ということです。

○**E委員** はい。ありがとうございます。

○**出口会長** ほかにいかがでしょうか。リモート出席の皆さん、よろしいでしょうか。

では、もう一度、会場の委員さんのほうで特にコメントや質問等はないでしょうか。

○**B委員** 先ほどお聞きしたことでもう一回。産廃施設で環境影響調査に入っていくという理解でいいですね。というのが、60というのは大抵問題が起こるケースなんです。

○**事務局** まず、予測自体は、距離減衰で何も障害がないという形で測定していきまして、今回は遮音フェンスもつけて建物の中で破砕するという事なので、この60というものよりかなり低減された形でいくものと考えています。

○**B委員** ぎりぎりというのは大体いつも問題が将来起こるので。確認しておきたいのは、産廃施設としての環境影響調査はこの件に関してかかるのかどうか。先ほどは手順の説明がありました。

○**事務局** 生活環境影響調査は環境サイドのほうで実施して、それを報告いただいております。

ます。

○B委員 もうオーケーになっていると。

○事務局 環境サイドもオーケーを出しているという状況でございます。

○建築住宅課 補足させていただいてよろしいでしょうか。

騒音に関しては、今回、騒音を検討するときに、建物の中に破砕機が置かれることは考慮されておられません。ですから、現実としては、建屋の中に設置されることと、周辺の防音壁がありますので、減衰効果はある程度あるのではないかと考えているところです。

○出口会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ほかに会場の委員さん、それからリモートのほうの委員さん、何かございますか。

では、御意見等はないようでございますので、議案第2号は原案どおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○出口会長 では、議案第2号は原案どおりといたします。ありがとうございます。

今日の案件2件についての審議が終わりましたので、事務局のほうにマイクをお返ししたいと思います。

○事務局 出口会長、ありがとうございました。

最後に、今回は今年度最後の審議会となりますので、当課課長の横山から皆様にお礼の御挨拶を申し上げます。

○都市計画課長 皆さま、お疲れさまでございました。事務局を務めさせていただいております都市計画課で課長をしております横山でございます。今年度最後の審議会でしたので、一言御挨拶をさせていただければと思います。

出口会長はじめ委員の皆様方には、年度末のお忙しい中に御審議いただきまして、誠にありがとうございます。併せて、日頃から、県政全般、都市計画行政につきまして御支援と御理解を賜っておりますこともお礼を申し上げたいと思います。

皆様方からたくさんの貴重な御意見を頂きました。その趣旨を十分に踏まえまして、これからの都市計画行政のほうに活かしていきたいと考えております。

来年度は、都市計画審議会のほうで、都市計画区域マスタープランという5年ごとに改定する大きなプランがございまして、都市計画行政についてそういった案件を予定いたしておりますので、引き続き、御指導、御協力いただきますようお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、お礼の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

いました。

○事務局 それでは、以上をもちまして、第146回宮崎県都市計画審議会を終了させていただきます。皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後 2 時46分閉会